

契 約 一 覧 表(随意契約)

令和2年9月

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
令和2事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	R2.9.7	17,380,000	随意	75,733,920 (4事業年度分)	90.12%	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任あずさ監査法人	入札(総合評価落札方式)を実施し、第4期中期目標期間における候補者を公募した。
本部事務所賃貸借契約	R2.9.1	3,188,748	随意	3,188,748	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都中野区本町1-32-27 石森不動産株式会社	
本部事務所賃貸借契約	R2.9.1	2,125,824	随意	2,125,824	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区大手町1-1-1 ジャパンリアルエステイト投資法人	
佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.9.11	1,587,900	随意	1,587,900	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-11-3Dタワー西新宿8階 大和リビングマネジメント株式会社	
長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.9.15	1,529,200	随意	1,529,200	100.00%	規程第18条第1項第1号	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷579-257 有限会社プロジェクト・ヴァンティアン	
令和元事業年度財務諸表官報公告	R2.9.16	2,860,110	随意	2,860,110	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
事務所用IP電話ガイダンス装置メッセージ追加等作業一式	R2.9.16	1,966,052	随意	1,966,052	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.9.23	1,080,920	随意	1,080,920	100.00%	規程第18条第1項第1号	富山県富山市上飯野43-5 平安アセットマネジメント株式会社	
兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.9.23	2,642,110	随意	2,642,110	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.9.23	1,609,300	随意	1,609,300	100.00%	規程第18条第1項第1号	新潟県燕市吉田下中野1496-10 株式会社柳田製作所	
業務統合管理システム再構築遅延原因分析に係る外部業務委託契約	R2.9.25	1,980,000	随意	1,980,000	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-52-5原宿 ニュースカイハイツアネックス702 シティライツ法律事務所	
福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.9.25	2,101,400	随意	2,101,400	100.00%	規程第18条第1項第1号	福岡県福岡市南区高宮3-9-1 株式会社大井不動産	
本部借上宿舍賃貸借契約	R2.9.25	1,667,750	随意	1,667,750	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	R2.9.28	1,216,480	随意	1,216,480	100.00%	規程第18条第1項第1号	愛知県岡崎市錦町1-8 有限会社丹羽花器生花店	
業務統合管理システム等の運用保守契約	R2.9.30	34,842,548	随意	34,842,548	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28三田国際ビル NECネクサソリューションズ株式会社	
合計		77,778,342						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
- (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
- (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 外国で契約をする場合
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
- (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
- (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定貸借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの